豊田市つながる社会 実証推進協議会　規約

（名称）

第１条　本会は、「豊田市つながる社会 実証推進協議会」（以下、「協議会」）と称する。

（目的）

第２条　協議会は先進技術の実証・実装による地域課題の解決を通じて、市民生活の安全・安心の向上と、新産業の創出と産業の多角化、先進実証都市としての魅力の向上を図り、豊田市及び国内外の持続可能な社会形成に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第３条　協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。

（１）地域課題の解決に資する実証の推進

（２）実証の評価及び社会実装に向けた検討

（３）実証成果の国内外への積極的な横展開

（４）協議会活動のプロモーション

（５）その他協議会の活動方針や運営方針に定めること

（組織）

第４条　協議会は、「豊田市つながる社会 実証推進協議会 会員名簿」の構成員をもって組織する。

２　協議会は、活動内容に応じて、必要となる部会、アドバイザリーボード及びコーディネーターを設置する。

３　協議会の構成員の種別は次の各号の通りとする。

（１）一般会員　１つまたは複数の部会等に所属して協議会活動に参画する会員

（２）サポート会員　　協議会活動に必要な支援を行う会員

（３）アドバイザリーボード構成員　会長が任命し、協議会活動に対して助言等を行う外部有識者

（４）コーディネーター　会長が任命し、協議会活動の支援等を行う者

（役員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　　１名

（２）議長　　　１名

２　会長は、豊田市長をもって充てる。

３　議長は、一般会員の中から会長が指名する。

（職務）

第６条　会長は、協議会を代表し、その運営を統括する。

２　議長は、協議会の会議を統括する。

３　協議会の庶務は、豊田市企画政策部未来都市推進課において処理する。

（会議）

第７条　協議会は、次の各号に掲げる事項については会議を開催し、決定する。

（１）協議会の活動方針や運営に関すること

（２）その他協議会活動の推進に関すること

２　会議は、出席した一般会員が行使する議決権の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

３　会議は、会長が書面、ＦＡＸ、または電子メール（以下、書面等）による議決権の行使を認め、その旨を記載した召集状を送付したときは、一般会員は、書面等を議長に提出し、その議決権を行使できるものとし、本手続きをもって、会議の開催とすることができる。

４　会議は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

（会計）
第８条　協議会活動を推進するために必要な経費が発生した場合は、原則、当該活動に関与する各主体による応分の負担によって対応する。
（秘密保持）
第９条　本構成員は、協議会において知りえた活動内容又は他の構成員（以下、開示者という）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示または漏洩等してはならない。
（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２８年１０月１２日から施行する。

この規約は、平成２８年１２月１９日から施行する。

この規約は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この規約は、平成３０年１０月１８日から施行する。

この規約は、平成３０年１１月　１日から施行する。

この規約は、令和　３年　９月　１日から施行する。

この規約は、令和　５年　６月　８日から施行する。